

令和7年度 議会運営委員会行政視察報告書

1. 視察日程

令和8年1月28日（水）～1月29日（木）

2. 視察先・視察内容

(1) 兵庫県西宮市：常任委員会運営ガイドラインについて

(2) 兵庫県神戸市：市長への政策提言について

政策提案条例について

市会図書室について

3. 参加者

委員長 鳥海 直樹

副委員長 油田 清

委員 葛生 孝浩 藤崎 勇一 神崎 勝 上田 信博 石渡 孝春

議長 荒木 博

4. 視察の概要

◆ 兵庫県西宮市 1月28日（水） ◆

【 常任委員会運営ガイドラインについて 】

1. 常任委員会運営ガイドライン制定の経緯

(1) 平成23年12月以降の議会改革特別委員会での協議

西宮市議会では、平成23年12月以降、議会改革特別委員会において、常任委員会の改革について議論を行った。背景としては、当時、常任委員会の正副委員長は、委員長は20,000円、副委員長は5,000円の議員報酬が加算されていた中、加算に見合った仕事をするべきとの意見があり、具体的には、正副委員長の職務についての議論や、現状の問題点・改善点を議論していくこととなった。改善すべき事項としては、①所管事務懇談会（所管部局との情報交換を定例化）、②施策研究テーマ（研究すべき年次のテーマの決定）、③委員会事前調整会（次第書作成には事前打ち合わせを通して深く関与）、④視察の改善（視察のスケジュールリングを標準化）、⑤副委員長の職務（副委員長への職務の割り振り）の5点が挙げられた。



(2) 平成26年2月以降の議会改革特別委員会での協議

平成26年2月以降の議会改革特別委員会では、常任委員会の在り方について議論し、

テーマの設定においては担当局へヒアリングを実施することや、テーマに関する1年間の調査研究予定計画に目安をつけるなどの、施策研究テーマの強化を図った。なお、令和6年度からは、テーマの選定は必須事項から任意へと取扱いを変更している。

委員会における質疑については、常任委員会数を増やす一方で委員を減員し、類似の重複質疑を防ぎ、審議のスピードを上げるなどの効率化を図った。このほか、質疑における反問権・反論権の活用を促すことや、効率的な質疑が行われるよう委員長の議事整理権の発揮、委員長（又は副委員長）のまとめの発言などについても取り組んでいる。

また、委員の発言については、発言の無い委員には、「〇〇委員、質疑はありませんか」などの確認を行っており、発言を促している。なお、委員会後は、各委員の発言内容も記録した委員会の開催速報（議案ごとの簡易記録）を作成し、議会ホームページで公表している。

その後、それまでの議会改革特別委員会で協議された改善事項を反映させ、視察の標準的な実施内容やスケジュール例を記載するなどし、平成27年6月に常任委員会運営ガイドラインを制定した。この制定により、初めて正副委員長になる議員などの指針となっている。

2. 常任委員会運営ガイドラインの内容

主な内容は以下のとおりである。

(1) 常任委員会の運営について

①年間スケジュール

西宮市議会の常任委員会の委員の任期は1年間であり、この1年間のスケジュールを具体的に示している。主なスケジュールは以下のとおりである。

| | |
|--------|--|
| 5月 | 委員の選任、正副委員長の互選 |
| 6～7月 | 所管事務懇談会の開催及び事前調整会の開催 委員会の開催（6月定例会 議案の審議、所管事務報告など） 管内・管外視察先（調査事項）の選定 |
| 8月 | 委員会の開催（閉会中 視察の協議） |
| 9月 | 委員会の開催（9月定例会 議案の審議、所管事務報告など） |
| 10～11月 | 視察に関する事前勉強会の開催 管内視察の実施（他の月での実施も可） 管外視察の実施（必要があれば他の月の実施も可） 委員会の開催（閉会中 視察についての協議など） |
| 12月 | 委員会の開催（12月定例会 議案の審議、所管事務報告、視察の事後協議など） |
| 1～2月 | 管外視察の当局への提言を作成・提出 |
| 3月 | 委員会の開催（3月定例会 議案の審議、所管事務報告など） |
| 3～4月 | 委員会の開催（閉会中） |

②委員会開催までの流れ

常任委員会を開催する際の流れは、以下のとおり例が示されている。

定例会中

所管事務懇談会（委員会開催の約1週間前）→審査日程案・協議資料の配布（委員会開催の約1週間前）→委員会事前調整会（委員会開催の2～3日前）→本会議における議案の委員会への付託（委員会開催日の2日前）→常任委員会の開催→委員会報告書、請願審査結果報告書の提出→本会議における委員長報告→委員会開催速報の公開（8開庁日後）

閉会中

委員会開催日の日程調整→所管事務懇談会の開催（委員会開催日の約1週間前）→開催通知の送付、協議資料の配布（委員会開催日の約1週間前）→委員会事前調整会の開催（委員会開催日の2～3日前）→常任委員会の開催→常任委員会開催速報の公開（委員会開催日の約1週間後）

③委員長の議事整理権

委員長は委員会の議事を進行し、整理する一般的な議事整理を行うほか、議会改革の進捗に伴い、「質疑における反問権・反論権の活用を促すこと」「効率的な質疑が行われるよう、整理権を発揮すること」「委員長がまとめを述べるよう努めること」「委員長は発言の無い委員の発言を促すことができること」について留意するよう明記されている。

④公共的団体等との懇談会の開催について

施策研究テーマのほか、所管する事項について調査研究を行うため、関係者、学識経験者又は公共的団体等と懇談会を行う場合は、あらかじめ委員会で合意を得た上、委員会外で行う。

なお、懇談会後は、報告書等のとりまとめ作業は行っていない。

（開催実績）

令和4年度 2 常任委員会

令和5年度 2 常任委員会

令和6年度 4 常任委員会

(2) 所管事務懇談会について

独自の取組として、委員会の機能を活性化し、より時宜を得た質の高い委員会審査を実現するための準備として、市当局との所管事務懇談会を定期的開催している。当局との調整の場として活用している。

協議内容：委員会所管事項の進捗状況の確認、施策研究テーマに関する懇談、報告、提言等

構 成 員：正副委員長、市当局、担当書記

開催時期：必要に応じて開催（1回につき約2時間程度を目安）

※実際には、委員の改選後に開催することが多い。

(3) 委員会事前調整会

円滑な委員会運営を図るため、委員会開催前に、当日の内容、進行、資料などの必要事項について、担当書記と委員会事前調整会を開催する。

協議内容：審査日程及び配付資料の確認、次第書の検討及び確認など

構 成 員：正副委員長、担当書記

開催時期等：原則委員会開催の2日前までに開催（概ね1時間以内を目安）

(4) 施策研究テーマ

各常任委員会では、必要があると認めるときは、市の策定する計画、進行中の大規模事業、重点施策及び市の直面する社会問題等から、施策研究テーマを選定し、委員会独自で調査・研究等を行っている。

設定したテーマは、必ずしも委員会で一致した結論を求めるものではなく、方向性や手法等についての様々な意見をそのまま提言・まとめの報告書とすることも可としている。

なお、令和5年度の議会運営委員会において、取組から10年が経過したことを契機に検証を行い、委員会として意見を統一することが困難であり、その考えを網羅して市当局へ提示しても提言の体をなさないなどの課題があり、令和6年度からは、施策研究テーマの選定は必要に応じて行うことに取り扱いを変更している。その際、テーマとして選定は行わない場合でも、各委員会で所管事務調査権を活用した調査研究を自由に実施できることも確認された。この場合、1年を通して調査研究する必要がなく、1回の常任委員会開催で終了することも可能であり、報告書の作成も義務付けていない。

(5) 視察について

視察の内容は、成果本位の視察とし、視察先の選考に当たっては、意義及び必要性について合理的な説明が行えるようにしている。具体的には、各委員から候補を挙げ、正副委員長が優先順位により、最終判断をしている。なお、視察先、訪問順、経路等は、合理的な説明がある限り、特段の制約は設けていない。

また、管外視察の前には、概ね1回から2回程度、事前勉強会を開催し、効率的かつ効果的な視察を行えるよう努めている。事前勉強会では、西宮市と視察先を対比した資料を準備し、必要に応じて市当局の職員も出席し、現状等の説明を受けている。

視察後は、原則、3カ月以内に、市当局へ委員長名で提言書を送付している。議会内では、議会ホームページに掲載し、情報共有を図っている。

3. 常任委員会運営ガイドラインの活用と効果

毎年5月の臨時会での委員の改選後、正副委員長説明会を開催し、常任委員会運営ガイドラインを活用し、正副委員長の職務について理解をいただいている。このガイドラインを参考に、委員会の進捗状況を確認しながら、運営を行っている。

【 質 疑 】

問 令和6年度以降、施策研究テーマの選定を任意としたが、それに伴うデメリットについて。

答 任意の選定としても常任委員会の活動を積極的に行っていくことについて確認し、所管事務調査権に基づき、調査研究を柔軟に行っているほか、公共的団体等との懇談会を開催している。ただし、必須としていた時期と比較し、閉会中の委員会の開催回数は減少している。

問 委員数を減らし、効率的な運営を図っている中で、委員長が発言のない委員に発言を促す行為は逆行する取組とも考えられるが、その意図について。

答 全く質問をしない議員がおり、しっかり事前に勉強し審査に臨むべきとの考えにより発言を促しているものである。また、時間短縮の面では、委員数を減員する前は、深夜まで委員会を開催している事例などもあったが、現状は改善が図られている。

問 委員会開催速報で発言の有無まで公表することにより、回数稼ぎを目的とした、余計な質疑を招く恐れについて。

答 そのような理由により余計な質疑をしている印象は受けていない。

問 委員会の中での委員長のまとめの発言と、本会議での委員長報告の内容に齟齬が生じる恐れについて。

答 委員会の中でのまとめの発言については、委員長の主観が入る可能性はある。本会議における委員長報告は、全会一致や賛成多数により可決などの客観的な結果を発言するに留めている。

問 役職加算に相応しい委員会運営という目的でガイドラインを制定し、正副委員長の負担が大きくなったと思われるが、その状況下で役職加算を廃止したことによる影響は。

答 令和6年度に施策研究テーマを任意とするタイミングで、正副委員長の負担が減ることも考慮し、また、他市議会でも役職加算をしている事例が少ないことも踏まえ、報酬審議会での議論を経て役職加算を廃止した。

問 反問権・反論権の運用状況について。

答 反問権は、「反問権を行使する」などの形式的な運用ではなく、市当局や委員長から質問内容は確認するなどの柔軟な運用をしており、件数はそれなりにある。反論権の運用事

例はない。

問 委員会開催の約1週間前に開催する所管事務懇談会について、市当局から開催時期を直前に開催したい旨の要請の有無について。また、懇談会を踏まえて、正副委員長から資料の修正を依頼することの有無について。

答 市当局から開催時期の見直しの要請はない。むしろ、市当局から早く報告したいとの理由で早めに資料が提出される。また、懇談会の開催時期が早い理由としては、正副委員長から各委員にも説明して欲しいとの依頼をすることが多く、早めに開催していることが挙げられる。また、資料の修正について、申合せ等の明文化したものはないが、正副委員長から依頼をすることはない。

問 視察後の提言書への市当局の回答について。

答 提言書は各委員の提言を盛り込み、委員長名で市当局へ提出（実務上は事務局の担当書記からメールで提出）するが、市当局から提言に対する回答はない。

問 委員の選任方法について。また、毎年改選しているが、継続する委員の傾向について。

答 暗黙のルールで、同じ会派から同じ委員会に入らないよう配慮している。また、会派によっては委員が固定化している委員会もある。

問 正副委員長の選出の傾向について。

答 近年では、学校部活動の地域展開などの背景もあり、教育こども常任委員会の正副委員長の希望者は多く、なかなか決まらないことがあった。

問 会派構成が拮抗することによる議会事務局としての苦勞は。

答 会派で意見が対立する事案が生じた際は、その都度、議会運営委員会を開催し、議員同士で解決を図るため、議会事務局としての苦勞はない。

【 委員所感 】

◆ 油田 清 副委員長 ◆

阪神都市圏のベットタウンとして48万人の人口を抱える西宮市議会を視察では、本市議会としても参考になる点がいくつもあった。

1. 常任委員会としての調査研究と各種団体との懇談会

委員会の構成決めは1年間という短期であるが、単年度でテーマを決めた調査研究をしている。例えば、「教育こども」では「幼児教育・保育の在り方」について、また懇談会としては「私立保育協会」との懇談会などである。成田市議会でも常任委員会として調査研究を試みてはいるが、関係団体との懇談会など改めて学ぶべきではないだろうか。

ただ西宮市議会でも、必須から任意と変わったように、1年間という短期間において、報告できるような形あるものにすることや、統一した見解や方向性を定めるのは困難なので、

各議員が考える場としての位置づけになるのではないかと。また私が教育民生常任委員会で委員長をしていた時に、市PTA連絡協議会との懇談会を持ったが、現在開催している議会報告会をさらに豊富化するため、また各団体が抱える課題や現状を知るための手段としても必要なことだと思っている。

2. 委員長の議事整理について

委員長の職務が、文書で明確にされており正副委員長に互選されればそのガイドラインに沿った運営が求められている。例えば、議事が終わると、通常は委員長報告は、委員長一任となり後日作成されるが、ここでは委員会終了にあわせて、委員長がまとめを述べるようになっている。感想的なものになるようだが、事務的な議事進行だけではない点は、運営にも緊張感が出るのではないだろうか。

また、発言のない委員の発言を促すことや、執行部に対して反問権・反論権の活用も促すことが示されている。これらの点については難しさもあるのだろうが、議論を活性化させる意味においては参考となるのではないかと。

3. 視察の改善

視察については、成田市議会では個人での事前調査になっているが、西宮市議会では委員会として事前に勉強会が設定されている。また「提言書」として学んだことのまとめもされているようだ。このことによって、視察の内容が深まると思われるので、検討していく必要も感じられた。

以上のような活動を行うため、議会運営委員会は月に2回ほど開催されているようだし、かなりの時間を各議員が割いているようだ。これらのきっかけは、今では廃止となっている、正副委員長手当が出されていたことにあるようだが、成田市議会としてできることから始める必要を感じる視察となった。

◆ 藤崎 勇一 委員 ◆

今回、議会運営委員会の先進地視察として西宮市議会を訪問し、常任委員会の運営ガイドラインについて調査を行った。

西宮市議会では、常任委員会の運営に関する基本的な考え方や手続がガイドラインとして整理・明文化されており、委員会ごと、あるいは委員長ごとの運営方法の違いをおさえ、一定の統一性と公平性を確保している点が大きな特徴である。

ガイドラインには、委員会の進行手順、質疑や討論の進め方、委員長の役割や留意点などが具体的に示されており、委員全体で共通の認識を持った上で委員会運営が行われている。その結果、審査が円滑かつ効率的に進められ、限られた時間の中でも、より本質的な議論が行われている状況を確認することができた。委員会が単なる形式的な議案審査の場にとどまらず、政策の中身を深める重要な議論の場として機能している点は、特に印象に残った。

また、このガイドラインは委員会運営を一律に縛るものではなく、案件の内容や性質に応じて、委員長の判断による柔軟な運用が可能となるよう配慮されている。明文化による秩序

の確保と、現場に即した裁量の確保を両立させている点は、実務面を十分に踏まえた制度設計であり、委員会運営の安定化に大きく寄与しているものと感じた。

成田市議会においても、常任委員会は議案審査や政策形成を担う中核的な役割を果たしており、その運営の在り方は議会全体の機能や市民からの評価にも直結する重要な要素である。西宮市議会の取組は、委員会運営の「見える化」を進めるとともに、議会としての説明責任を果たす上でも有効な手法であり、成田市議会の今後の議会改革を検討する上で、多くの示唆を与える先進的な事例であると認められる。

今回の視察で得られた知見を踏まえ、成田市議会の実情や規模、運営体制に即した形で、委員会運営の整理と充実について、今後さらに検討を進めていく必要があると考える。

◆ 神崎 勝 委員 ◆

西宮市議会では、議会改革特別委員会において、様々な議会改革について協議する中で、常任委員会の運営の大枠や正副委員長の職務を明確化するため、運用ガイドラインを制定したとのことである。特徴的な取組として、まず、施策研究テーマの選定が挙げられ、委員の改選後に通年の施策研究テーマを選定しているとのことである。テーマの選定に当たっては、所管事務懇談会を開催し、市の施策の進捗状況を確認し、テーマ選定をしているとのことである。しかしながら、委員の任期満了前に市当局へ提言するには、委員会として全会一致の意見として取りまとめを行う際の課題等があり、令和6年度からテーマの選定を必須から任意へ変更している。しかし、変更する際には、テーマとして選定を行わない場合でも、各委員会で所管事務調査権を活用した調査研究を自由に行えることも確認されていた。

また、管外視察の前に、視察先事業についての勉強会を開催していることも特徴的な取組である。勉強会では、西宮市と視察先との比較資料を活用し、必要に応じて市当局にも勉強会に出席いただき意見交換をすることにより、効率的かつ有意義な視察に資するよう入念な準備を行っているとのことである。

また、委員会当日の運営では、委員長の采配で、意見のない委員に対し発言を促すよう努めているほか、市当局には、「反問権」「反論権」が認められていることも委員長シナリオに標準的に記載しているとのことである。さらには、委員会の閉会前には、委員長からまとめの発言を行っているとのことであり、質の高い運営をするための工夫が随所に施されていた。

西宮市議会での取組内容を参考とし、成田市議会のさらなる活性化に向けて取り組んでいきたい。

◆ 石渡 孝春 委員 ◆

西宮市議会の視察事項は、常任委員会運営ガイドラインについてであり、我々成田市議会には策定されておらず、興味深く説明を聞いた。そもそも何故ガイドラインが必要だったのかから説明があったが、基本的には誰が委員長になっても滞りなく、円滑に常任委員会の運営ができるようにということと、議会改革が進み、様々な改善点が生じ、問題点や改善点がわかりやすく整理する必要があったからなのだと推察した。

特徴的な取組内容としては、所管部局との情報交換を定例化するために所管事務懇談会を設け、施策研究テーマを決定している点である。また、質の高い委員会審査のための準備として正副委員長と市当局との所管事務懇談会を定期的を開催するとしている。これは成田市議会でも行うこともあるが、成田市議会で行っているより、その位置付けは正規の会議に近く、密度の高い協議の場として、その会議に正式名称も付けられている。さらに委員会開催の2日前を原則として委員会事前調整会を開催し、当日の円滑な委員会運営に努めているとのことであった。視察についても成果本位の視察に主眼を置き、視察先の選考、調査事項の選定についても内容を重視することなどを記し、事前勉強会の開催や実施後の市当局への提言等についても明文化されていた。この提言等については、西宮市と比較してどうか、取り入れることはないかななどの提言を市当局へ委員長名で必ず報告書を送付しているとのことである。このほか、委員会の年間スケジュールについても一目でわかるように記されており、計画的に委員会運営を進めやすく、この時期は何をすべきか、次は何をするのかと一目瞭然で大変分かりやすくなっている。正副委員長にとっては年間の計画、予定を組みやすいのでとても便利に感じるのではないかと思った。ほとんどの市議会で、このような運営ガイドラインなしで運営されていると思われるなかで、大変参考になり、常任委員会の開催前後の市当局とのやりとり、情報の確認など、明文化された協議会の場で必ず行うということは委員会の円滑な運営に寄与することは確かであろうと感じた。

◆ 兵庫県神戸市 1月29日（木） ◆

【 市長への政策提言について・政策提案条例について・市会図書室について 】

1. 市長への政策提言について

(1) 経緯

神戸市会では、未来都市創造に関する特別委員会（委員定数15名）において、市長への政策提言を行っている。当該特別委員会については、平成24年7月の議会基本条例の施行に伴い、従来のように市当局の政策を質すだけでなく、議会自らが議論を深め、政策提案を行うことを目的とし、平成26年5月に設置されたものである。背景としては、当時、神戸市では中心市街地の開発計画の構想



段階にあり、構想の会議体には地元経済界や有識者が入っていたが、議員が参加する組織ではなく、議会が意見を言うことができない状況であったことから、議会内において、提言する仕組みが必要との意見があり、当該特別委員会を設置したとのことである。

(2) 設置目的の変遷

未来都市創造に関する特別委員会の設置後、神戸市を取り巻く環境の変化とともに、委員会の設置目的についても変化しており、令和5年5月以降は、「神戸が将来にわたり魅力あふれる都市として輝き発展していけるよう、人口減少社会も見据えた新たな時代の神戸のまちづくりに関する必要な事項について調査する」ことを目的としている。

(3) 政策提言までのフロー

政策提言までのフローについては、以下のとおりである。

- ・委員会の運営方法について、正副委員長、理事4名の計6名で構成する理事会において年度毎に運営方針を定め、調査テーマの決定
- ・参考人招致、フィールドワーク（市民や市内事業者等へのヒアリング、アンケート調査等）、行政調査等の調査活動の実施
- ・提言に向けた委員間討議の実施（概ね3回程度）
- ・市長への政策提言（提言に至らない場合は報告書の作成）

※市長への提出前に正副委員長から正副議長へ報告し、その後、全議員へ資料を共有している。本会議での議決は行っていない。

※理事会が市長へ提言書を手交し、後日、市当局から提言書の対応状況について書面により回答を受領する。

- ・市民報告会の開催

(参考) 近年の提言内容

- 令和元年度 2050年を見据えた神戸のまちづくり
- 令和2年度 ポストコロナ時代に適合した持続可能な神戸のまちづくり
- 令和3年度 様々な危機にしなやかに対応できる神戸のまちづくり
- 令和4年度 歴史的資源を生かしたまちづくり
- 令和5年度 人口減少社会を見据えた新たな時代の神戸のまちづくり

2. 政策提案条例について

(1) 経緯

神戸市会では、議会基本条例第11条に基づき、基本条例制定以降、これまで12件の政策提案条例の制定・改正を行っている。なお、市会事務局の政策法務・調査研究機関の強化を図るため、法制担当係長及び担当職員を配置し、研修等にも参加している。

(参考) 制定した政策提案条例

- ・神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例（平成25年4月1日施行）
- ・神戸市がん対策推進条例（平成26年4月1日施行）
- ・神戸灘の酒による乾杯を推進する条例（平成26年11月1日施行）
- ・神戸市みんなの手話言語条例（平成27年4月1日施行）
- ・神戸市歯科口腔保健推進条例（平成28年11月8日施行）
- ・神戸市人と猫との共生に関する条例（平成29年4月1日施行）
- ・神戸市子どもを虐待から守る条例（平成31年4月1日施行）
- ・おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例（平成31年4月1日施行）
- ・神戸市がん対策推進条例の一部を改正する条例（令和2年1月1日施行）
- ・神戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和2年4月1日施行）
- ・神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例（令和2年4月1日施行）
- ・神戸らしいファッション文化を推進する条例（令和3年6月17日施行）

※上記12件の条例については、年度毎に市会へ施策の実施状況の報告を明文化しているものが多く、所管の常任委員会等で報告を受けている。明文化されていないものについても適宜報告を受けている。

(2) 条例案の取扱いに関する基本的な流れ

議員提案による政策提案条例については、平成24年6月に市会運営委員会において「議員による政策条例案の取扱いに関する確認事項」について確認し、手順等を定めており、具体的な手順は以下のとおりである。

●議員提出議案の場合

※地方自治法の規定により議員定数の1/12の賛成者の連署が要件

- ・市会事務局への事前協議（本会議における提案のおおむね3カ月前まで）

- ・条例案の検討（会派を中心に検討会、勉強会等の実施）
- ・市会事務局による用字、用語等の確認（提案のおおむね1カ月前まで）
- ・条例案の確定
- ・市会運営委員会での説明（提案者の属する会派の議会運営委員から説明）
- ・本会議における発議案の提出、議案質疑、所管常任委員会への付託
- ・委員会審査（複数回にわたり委員会を開催し、参考人招致を行う事例が多い）
- ・本会議における議決

●委員会提出の場合

- ・市会事務局への事前協議（本会議における提案のおおむね3カ月前まで）
- ・委員会において条例立案のための協議を発議
- ・全委員の賛同があれば委員会で協議、条例案の検討
- ・市会事務局による用字、用語等の確認
- ・委員会で条例案の確認（全委員の賛同）
- ・本会議における発議案の提出、議案質疑、議決

3. 市会図書室について

神戸市会図書室は、神戸市役所1号館の30階にあり、一般向けにも開放している。職員は派遣職員2名が常駐しており、うち1名は司書資格を有している。

図書の選定に当たっては、図書の選定基準を設け随時購入しており、具体的には、図書室の職員が行政関係の雑誌や書評等を参考に候補を選定し、政策調査課において購入図書を毎月決定している。なお、月1回の頻度で「図書室だより」を発行し、新着図書や定期購読雑誌の紹介を行っている。

また、市立図書館とも連携し、利用者の依頼に基づく図書の取り寄せも行っている。

（施設概要）

面 積：301.9㎡（図書室部分：173.4㎡、書庫部分：128.5㎡）

収蔵文庫：約18,800冊

※政府刊行物、兵庫県刊行物、神戸市刊行物、市会会議録、行政資料、一般図書、その他資料を収蔵している。

開館時間：8時45分から17時30分 ※12時から13時は閉館

貸出冊数：図書3冊（7日以内）、雑誌3冊（3日以内）

そ の 他：新聞記事検索システムを導入している。

（令和6年度実績）

購入冊数：113冊（一般図書）

利用者数：延べ542人

貸出冊数：延べ488人

(令和7年度予算)

図書管理運営費：10,155千円

<内訳>

図書購入費：1,928千円(一般図書等360千円、追録1,568千円)

人件費：6,589千円(人材派遣2名)

その他：1,638千円(新聞記事検索システム、蔵書管理、書架保守料等)

(図書の選定基準)

- 1 議会審議に必要な図書・資料を系統的に収集する。
- 2 下記の図書・資料を重点的に収集する。
 - (1) 議会・政党・政治・行政(地方自治・地方財政)に関するもの
 - (2) 法規集・判例集・法規の解説書(市政に関係の乏しいものを除く)
 - (3) 白書・計画書等行政施策の方針や実態に関するもの
 - (4) 統計書・年鑑・年報・調査書等
 - (5) 辞典・事典・便覧等の参考図書

【質疑】

問 市長への政策提言は「未来都市創造に関する特別委員会」において実施しているとのことだが、常任委員会の提言の実績について。

答 経済公安委員会において一度提言した実績がある。

問 「未来都市創造に関する特別委員会」と常任委員会の所管事項の重複について。

答 同じようなテーマとなることもあった。

問 「未来都市創造に関する特別委員会」の所管が偏ることはないか。

答 令和5年度に特別委員会の設置目的も変更しており、調査テーマは広がる傾向にある。

問 「未来都市創造に関する特別委員会」の開催頻度について。

答 基本的には毎月1回開催するよう努めているが、理事会での調査テーマの選定が難航する傾向にあり、その影響により委員会の開催頻度は減少傾向にある。

問 「未来都市創造に関する特別委員会」の理事の選出方法について。

答 会派の構成人数に応じて委員を選出し、正副委員長については会派間で協議している。理事は5人以上の会派(現状は5会派)から選出している。なお、委員会の運営については事前に理事会で方向性を定め、最終的には委員会で確認する仕組みとなっている。

問 会派単位での政策提言について。

答 委員会活動とは別途に、各会派では予算編成時期に市長へ政策提言を行っている。

問 「未来都市創造に関する特別委員会」の政策提言の課題について。

答 基本的には全会一致により提言を行っているが、会派ごとに考えも異なるので、具体的な提言を行えず、抽象的なものとなりつつある。全会一致とならない場合は、報告書を市長へ提出している。

問 令和3年6月以降、政策提案条例が制定されていない理由は。

答 社会情勢に沿った内容で発議したいとの事前相談はあった。その後の検討会や勉強会等で具体化しなかったものと推察している。

問 市長への政策提言後の、市長のフィードバックについて。

答 市長へ提言書を手交後、市当局から進捗状況などの報告書を受領している。

【 委員所感 】

◆ 葛生 孝浩 委員 ◆

神戸市会では市長への政策提言を行うための「未来都市創造に関する特別委員会」を平成26年に設置し、まちづくりに資する提言をこれまでに7回行っている。常任委員会としての提言も過去に1度だけ行われたとのことだった。運用としては毎年度①テーマ選定 ②調査 ③委員間討議 ④提言・市民報告会を行っており、①では理事会（正副委員長、会派代表4名）で協議、②では参考人招致や市民や事業者などへの調査を実施、③では提言内容の精査、④では当局から提言への対応状況を受理するとともに市民に対して活動や提言内容の報告を行なっている。ただし、政策提言は全会一致を要件としていることから具体性に欠くことも多く、提言に対する明確な回答や施策への反映は確認できていない。

また、議会提案により制定した条例はこれまでに12条例ある。その手順は①議員 ②委員会のそれぞれからの提出が想定されており、事務局による法制チェックを経て、①は市会運営委員会での説明→本会議上程→委員会付託→議決、②は委員会全員の賛同→本会議上程→議決となる。（委員会提案により制定したのは1条例）なお、市会図書室について、成田市議会より規模は大きく、蔵書数も多い。

一方、成田市ではこれまでも委員会による政策提言は行われてきているものの、運用について明確には規定されていない。また議会提案による条例は議会に係るものだけだと認識している。以上から、運用方法や基準を明確化することで一定程度、提案の質を担保することができると考えるが、現実的には明確化することよりも自ら提案していく意識の醸成や文化の定着のために議員向けの研修を展開していく方が効果的であると感じた。

◆ 上田 信博 委員 ◆

神戸市会では、未来都市創造に関する特別委員会において、市長への政策提言を実施している。本市の議会基本条例においても、政策の立案、提言及び提案並びに審議を通じて、議会の構成員としての役割を果たすことを議員活動の原則として定めているが、委員会としてまとまって取り組んでいることに感銘を受けた。政策提言に至るまでの過程については、正

副委員長と5名以上の会派から選出された理事会において、運営方針や調査テーマを決定し、参考人招致やアンケート調査等のフィールドワーク、行政調査等を実施後、委員間討議を実施し、提言書を取りまとめ、市長へ提出しており、また、提出後は、市当局の提言内容に係る報告を受け、進捗管理も徹底されているとのことであった。加えて、市民報告会を開催し、市民への説明責任も果たされているとのことである。

また、神戸市会では、これまで12件の政策提案条例の制定・改正を行っているとのことである。制定した条例では、毎年度、市当局から、議会への進捗状況の報告を義務化していることが特筆すべき点であり、未来都市創造に関する特別委員会の政策提言の取組や、政策提案条例制定の取組からも、議会としての監視機能が上手く機能していると感じた。

市長への政策提言や政策提案条例制定の取組については、多数の議員がいる中で、議会として意見をまとめることの難しさは少なからずあるとの率直な感想もお聞きしたが、そうした中であっても、継続して取り組まれており、行政の監視機能や政策立案への意識の高さを感じた。本市議会では、議会基本条例の検証のたびに、条例の制定、改廃等の議案の提出を今後の課題として整理しているため、神戸市会の取組を今後の参考としたい。

なお、市会図書室については、司書資格を有する職員を1名配置しているほか、議員や政務調査官の依頼に応じて、新聞記事の検索や、市立図書館からの図書の調達を行っているとのことであり、充実した環境が整えられていた。

【委員長所感】

地方分権の進展や市民ニーズの多様化が進む中、地方議会にはこれまで以上に政策形成能力の向上と、効率的かつ効果的な議会運営が求められている。こうした状況を踏まえ、議会運営委員会では、他自治体の先進的な議会運営の取組や政策形成の事例について調査研究を行い、その成果を本市議会の運営や政策提言の充実につなげていくことを目的として行政視察を実施した。

今回の視察は、令和8年1月28日（水）から29日（木）までの1泊2日の日程で実施し、兵庫県西宮市議会および兵庫県神戸市会を訪問した。調査事項としては、西宮市議会における常任委員会運営ガイドライン、神戸市会における市長への政策提言の取組、政策提案条例の取組及び市会図書室について調査研究を行った。以下に、それぞれの議会における取組の概要と特徴について述べる。

1. 西宮市議会

「常任委員会運営ガイドラインについて」

西宮市議会では、常任委員会の運営方法について体系的に整理し、「常任委員会運営ガイドライン」として文書化している。この点が大きな特徴である。多くの地方議会では委員会運営が慣例に基づいて行われている場合が多く、委員会運営に関する具体的な指針を文書として整備している市議会は多くない。

同ガイドラインでは、委員会活動を計画的かつ継続的に実施するため、年間スケジュールの整理をはじめ、委員会事前調整会や所管事務懇談会などの仕組みが設けられている。これ

により、委員会の議事運営だけでなく、調査研究や政策検討を含めた委員会活動全体を体系的に進めることが可能となっている。

さらに、常任委員会ごとに施策研究テーマを設定し、担当部局へのヒアリング、先進地視察、勉強会等を通じて調査研究を進めることで、政策提言につなげていく仕組みが構築されている点も特徴的である。

このように、西宮市議会の常任委員会運営ガイドラインは、委員会の審査機能の充実と政策研究機能の強化を図るとともに、委員会運営の標準化を進めることで、議会全体の議論の活性化と政策形成能力の向上を目的とした取組として位置づけられている。

2. 神戸市会

「市長への政策提言について」「政策提案条例について」「市会図書室について」

神戸市会では、議会基本条例に基づき、議会が主体的に政策立案や政策提言を行う取組として、「未来都市創造に関する特別委員会」を設置し、市長への政策提言を行っている。

同委員会では、毎年度調査テーマを設定し、大学研究者や民間企業の専門家の参考人招致、フィールドワーク、市民や事業者へのヒアリング、アンケート調査などを通じて調査研究を行っている。こうした多角的な調査を踏まえ、委員間で議論を重ねたうえで提言書として取りまとめ、市長へ提出している。また、委員会活動の成果については市民報告会を開催し、市民への情報発信にも取り組んでいる点が特徴的である。さらに、これらの調査研究の成果は条例制定にもつながっており、これまでに議員提案による政策提案条例が12件制定されているなど、神戸市の特色を生かした政策形成が行われている。

一方、市会図書室については、地方自治法第100条第19項に基づき設置されており、図書室と書庫を合わせて約301.9㎡の規模を有している。政府刊行物、兵庫県および神戸市の刊行物、市会議録、行政資料、一般図書など約18,800冊の資料を収蔵しており、地方議会の図書室としては充実した蔵書数を備えている。

さらに、図書や雑誌の貸出制度、新聞記事検索システムの導入、市立図書館からの図書取り寄せなどにより、議員の調査研究活動を支援する体制が整えられている。また、専属の図書司書を配置するとともに、図書室を一般にも開放している点は特徴的であり、議員の政策研究の支援と市民への情報公開の双方の役割を担う施設として運営されている。

3. 視察を終えて

今回の視察を通じて、議会の政策形成機能の強化と議会運営の充実を図るためには、制度的な仕組みづくりと調査研究環境の整備が重要であることを改めて認識した。

まず、西宮市議会の常任委員会運営ガイドラインについては、委員会運営を体系的に整理し、標準的な手法を明文化している点が大きな意義を有していると感じた。本市議会においては、常任委員会の運営について明確なガイドラインがなく、慣例に基づく運営が中心となっている現状がある。西宮市議会のように運営指針を文書化することにより、委員長や副委員長が初めてその役職を担う場合であっても、委員会運営の基本的な考え方や手順を理解しやすくなり、安定した議会運営につながるものと考えられる。また、施策研究テーマの設定

などを通じて、委員会が政策研究の場として機能している点についても、本市議会において参考とすべき取組であると感じた。

次に、神戸市会の市長への政策提言の取組については、特別委員会を中心に調査研究を進め、その成果を政策提言や条例制定につなげている点が印象的であった。議員提案による政策提案条例がこれまでに12件制定されていることは、議会の政策形成機能が実際の制度づくりに結び付いていることを示しており、議会の役割をより積極的に果たしている事例であると感じた。

一方で、本市議会においては、会派ごとに市長への政策要望が活発に行われているという特徴がある。今後、議会としての政策提言機能をさらに高めていくためには、こうした会派ごとの要望をどのように整理し、議会全体の提言としてまとめていくのか、そのためのプロセスや組織体制について検討していく必要があると感じた。

また、市会図書室の充実については、専属の図書司書の配置や豊富な蔵書、新聞記事検索システムの導入などにより、議員の調査研究活動を支える環境が整備されている点が大変参考になった。議会が政策提言機能を高めていくためには、議員が必要な資料や情報にアクセスできる調査研究環境の整備が不可欠であり、こうした図書室機能の充実はその基盤となるものとする。

今回の視察で得た知見は、本市議会の議会運営の改善や政策形成機能の向上にとって大変有意義なものであった。今後、本市議会においても他自治体の先進的な取組を参考にしながら、効率的かつ活発な議会運営を推進するとともに、市民の期待に応える政策提言を行う議会を目指して取り組んでいきたい。

議会運営委員会
委員長 鳥海 直樹